

相模事務所における検査機器の設定誤りについて

自動車技術総合機構相模事務所において、本年2月8日から3月29日までの間、かじ取車輪の横滑り量を測定する検査機器（サイドスリップ・テスト）1台の設定に誤りがあり、受検車両が通過する踏板が固定された状態となっていたことが判明いたしました。

この間に当該機器により審査を行った車両 4,813 台について、かじ取車輪の横滑り量が基準を満たさない状態で基準適合として判定したおそれがあります。

これらの車両については、大変恐縮でございますが、当機構において基準適合性の確認検査*を実施いたしますので、受検についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

受検者や整備事業者を始め多くの関係者の皆様方にご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に向けて全力を尽くして参ります。

※確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

1. 概要

かじ取車輪の横滑り量は、サイドスリップ・テストを用いて計測した場合において、走行1mにつき5mm以下であることと規定されています。

しかし、相模事務所の第4コースのサイドスリップ・テストにおいて、本年2月8日から3月29日までの間、タイヤの横滑り量を測定するための踏板が固定されていたため、基準を満たさない車両についても適合と判定してしまう状態となっていました。

この結果、当該コースにて審査を行った 4,813 台に対して、かじ取車輪の横滑り量が基準を満たさない状態で基準適合として判定した可能性があり、タイヤの偏摩耗や直進性の低下等が生じるおそれがあります。

2. 確認検査の実施について

上記事由により基準不適合車を適合と判定したおそれのある車両の使用者の皆様宛に、確認検査の受検に関する封書（ダイレクトメール）を5月下旬頃に発送するべく鋭意準備を進めております。

ダイレクトメールがお手元に届きましたら、速やかに開封いただくとともに、内容をよくご確認ください。

また、確認検査は、当機構に車両を持ち込んでいただければ受検可能ですが、ダイレクトメールに記載されましたお問い合わせ先まで電話で予約をいただくと、円滑に受検できます。なお、確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

3. 本事案が発生した原因

検査機器メーカーによる定期点検終了後、サイドスリップ・テストの踏板が固定された状態で引き渡された際の機構職員による受入れ確認が不十分であったこと、さらに、翌日以降の日常点検において踏板が固定されていることに機構職員が気付くことができませんでした。

4. 再発防止対策

① 緊急措置

全国の事務所において、サイドスリップ・テストの踏板が固定されていないことを確認するとともに、踏板を固定するレバーの蓋を容易に開けられないよう、封印シールの貼付を実施しました。

② 恒久的な対策

- 定期点検等実施後の引渡時に、機構職員が検査機器の作動を確認する旨のルールの策定
- 定期点検等実施後に行われる初回日常点検に係る体制の強化
- 踏板が固定されていることを警報する等のシステムの導入促進
- 機構が保有する検査機器全般の管理に係るリスク評価の実施

問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-4-1 住友生命四谷ビル

自動車機構本部 企画部企画課

電話 03-5363-3441 (代表)

FAX 03-5363-3347